

令和7年度（2025年度）熊本県における
事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書

熊本県知事 木村 敬は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 制度の整備及び運用に関する事項

熊本県知事 木村 敬は、熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する整備及び運用に責任を有しており、熊本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する方針」（令和元年12月27日制定）を策定し、当該方針に基づき事務の的確・適正な執行の確保に関する制度（以下「制度」という。）の整備及び運用を行っております。

なお、本制度は、制度の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、制度の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

熊本県においては、令和7年度（2025年度）を評価対象期間とし、令和8年（2026年）3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、制度の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、熊本県における制度は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備の概要及び是正状況は別表のとおりです。

再発防止を徹底するとともに、引き続き的確・適正な事務の執行に取り組んで参ります。

令和8年（2026年）7月29日

熊本県知事 木村 敬

評価対象期間中に把握した重大な不備

No.	分類	概要	是正状況	備考
1	☐ 整備 ☒ 運用	【個人情報の漏えい】 ・メール又は書類の誤送等による個人情報が流出する事案を対象年度中に 22 件把握。 ・個人情報の流出という特性上において、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。	・全職員向けの個人情報保護研修や新任班長研修、マイナンバー取扱担当者研修、令和 7 年度から必修化した全職員向けの情報セキュリティ研修において、繰り返し、個人情報の適切な取扱いの徹底や各所属におけるチェック体制の強化について周知啓発を実施。 ・さらに、令和 7 年度中に個人情報の漏えいが発生した所属には、漏えい事例を基に具体的な対策を学ぶ研修を受講させ、再発防止策を徹底するよう改めて注意喚起。 ・これに加え、書類の作成や封筒封入時の注意点、メール送信時のルール等の個人情報漏えい対策の徹底について、令和 8 年 6 月に改めて全庁に通知。	